

1.2 福島県商業まちづくりの推進に関する条例〔特定小売商業施設の新設の届出〕

<p>条例の趣旨</p>	<p>人口減少や急速な高齢化を踏まえ、「歩いて暮らせるコンパクトなまちづくり」や「環境への負荷の少ない持続可能なまちづくり」の考え方にに基づき、特に規模の大きな小売商業施設の立地について広域の見地から調整するために必要な事項等を定めることにより、商業まちづくりに関する施策を総合的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。</p>							
<p>届出が必要な行為</p>	<p>店舗面積（小売業を行うための店舗の用に供される床面積）が 8,000 m²以上の小売商業施設を新設する場合（既存の建物の増築又は用途の変更により増加する店舗面積が 8,000 m²以上になる場合を含む。） 届出者：特定小売商業施設を新設する者</p> <table border="1" data-bbox="384 680 1382 2065"> <thead> <tr> <th data-bbox="384 680 461 779">区分</th> <th data-bbox="461 680 585 779">該当条文</th> <th data-bbox="585 680 1382 779">届出事項等（詳細は条例本文を参照のこと）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="384 779 461 2065"> <p>新設の届出</p> </td> <td data-bbox="461 779 585 2065"> <p>第9条 第1項</p> </td> <td data-bbox="585 779 1382 2065"> <p>【届出事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 特定小売商業施設を設置する者の氏名、住所 ② 特定小売商業施設の名称 ③ 特定小売商業施設の新設に係る土地の所在地及び敷地の面積 ④ 特定小売商業施設の新設の予定地の開発行為等の着手予定日 ⑤ 特定小売商業施設の新設の予定日 ⑥ 特定小売商業施設の店舗面積の合計及び延べ面積 ⑦ 特定小売商業施設の集客予定数及び集客予定区域並びにそれらの算出根拠 ⑧ 特定小売商業施設の新設の予定地の選定理由 <p>【添付資料等】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 以下の事項を記載した書面 <ul style="list-style-type: none"> ・上記届出（以下「新設届出書」という。）の内容と商業まちづくり基本方針及び県の土地利用関係計画との適合についての見解及びその理由 ・新設届出書の内容と立地市町村の商業まちづくり基本構想及び土地利用関係計画（当該立地市町村が商業まちづくり基本構想を定めていない場合にあつては、土地利用関係計画）との適合についての見解及びその理由 ・特定小売商業施設の新設が集客予定区域の所在する市町村（立地市町村を除く。）の商業まちづくり基本構想及び土地利用関係計画（当該市町村が商業まちづくり基本構想を定めていない場合にあつては、土地利用関係計画）の実現に与える影響についての見解及びその理由 ・特定小売商業施設の新設の予定地の周辺の交通機関の状況及び特定小売商業施設へ到達するための交通手段の状況 ・新設届出書の内容に関連して行う地域貢献活動の基本的方向 ・特定小売商業施設において主として販売する物品の種類及び小売業以外の事業の概要 ② 条例施行規則第11条で定める資料 <p>注）新設する日までの間に変更事項が生じた場合は、変更の届出が必要。</p> </td> </tr> </tbody> </table>		区分	該当条文	届出事項等（詳細は条例本文を参照のこと）	<p>新設の届出</p>	<p>第9条 第1項</p>	<p>【届出事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 特定小売商業施設を設置する者の氏名、住所 ② 特定小売商業施設の名称 ③ 特定小売商業施設の新設に係る土地の所在地及び敷地の面積 ④ 特定小売商業施設の新設の予定地の開発行為等の着手予定日 ⑤ 特定小売商業施設の新設の予定日 ⑥ 特定小売商業施設の店舗面積の合計及び延べ面積 ⑦ 特定小売商業施設の集客予定数及び集客予定区域並びにそれらの算出根拠 ⑧ 特定小売商業施設の新設の予定地の選定理由 <p>【添付資料等】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 以下の事項を記載した書面 <ul style="list-style-type: none"> ・上記届出（以下「新設届出書」という。）の内容と商業まちづくり基本方針及び県の土地利用関係計画との適合についての見解及びその理由 ・新設届出書の内容と立地市町村の商業まちづくり基本構想及び土地利用関係計画（当該立地市町村が商業まちづくり基本構想を定めていない場合にあつては、土地利用関係計画）との適合についての見解及びその理由 ・特定小売商業施設の新設が集客予定区域の所在する市町村（立地市町村を除く。）の商業まちづくり基本構想及び土地利用関係計画（当該市町村が商業まちづくり基本構想を定めていない場合にあつては、土地利用関係計画）の実現に与える影響についての見解及びその理由 ・特定小売商業施設の新設の予定地の周辺の交通機関の状況及び特定小売商業施設へ到達するための交通手段の状況 ・新設届出書の内容に関連して行う地域貢献活動の基本的方向 ・特定小売商業施設において主として販売する物品の種類及び小売業以外の事業の概要 ② 条例施行規則第11条で定める資料 <p>注）新設する日までの間に変更事項が生じた場合は、変更の届出が必要。</p>
区分	該当条文	届出事項等（詳細は条例本文を参照のこと）						
<p>新設の届出</p>	<p>第9条 第1項</p>	<p>【届出事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 特定小売商業施設を設置する者の氏名、住所 ② 特定小売商業施設の名称 ③ 特定小売商業施設の新設に係る土地の所在地及び敷地の面積 ④ 特定小売商業施設の新設の予定地の開発行為等の着手予定日 ⑤ 特定小売商業施設の新設の予定日 ⑥ 特定小売商業施設の店舗面積の合計及び延べ面積 ⑦ 特定小売商業施設の集客予定数及び集客予定区域並びにそれらの算出根拠 ⑧ 特定小売商業施設の新設の予定地の選定理由 <p>【添付資料等】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 以下の事項を記載した書面 <ul style="list-style-type: none"> ・上記届出（以下「新設届出書」という。）の内容と商業まちづくり基本方針及び県の土地利用関係計画との適合についての見解及びその理由 ・新設届出書の内容と立地市町村の商業まちづくり基本構想及び土地利用関係計画（当該立地市町村が商業まちづくり基本構想を定めていない場合にあつては、土地利用関係計画）との適合についての見解及びその理由 ・特定小売商業施設の新設が集客予定区域の所在する市町村（立地市町村を除く。）の商業まちづくり基本構想及び土地利用関係計画（当該市町村が商業まちづくり基本構想を定めていない場合にあつては、土地利用関係計画）の実現に与える影響についての見解及びその理由 ・特定小売商業施設の新設の予定地の周辺の交通機関の状況及び特定小売商業施設へ到達するための交通手段の状況 ・新設届出書の内容に関連して行う地域貢献活動の基本的方向 ・特定小売商業施設において主として販売する物品の種類及び小売業以外の事業の概要 ② 条例施行規則第11条で定める資料 <p>注）新設する日までの間に変更事項が生じた場合は、変更の届出が必要。</p>						

受理権者	知事
<p>県の意見等</p>	<p>知事は、特定小売商業施設の新設をする者（以下「新設届出者」という。）から届出があった場合には、関係市町村及び住民等の意見、商業まちづくり基本方針等との適合、商業まちづくり審議会の答申等を踏まえ、新設届出者に対し、商業まちづくりの推進の見地から意見を有する場合は意見を述べ、意見を有しない場合はその旨を通知する。</p> <p>新設届出者は、当該意見についての対応及びその理由を県に報告する。</p> <p>報告のあった新設届出者の対応が、県の意見を適正に反映しておらず、かつ、当該対応に基づき特定小売商業施設の新設がなされると商業まちづくりの推進に著しく支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、新設届出者に対し必要な措置を講ずるよう勧告する。</p> <p>【参考：基本方針における特定小売商業施設を誘導する地域と抑制する地域】</p> <p>1 特定小売商業施設を誘導する地域</p> <p>(1) 誘導する市町村（以下の要件を全て満たす市町村へ立地を誘導）</p> <p>※要件の適否は市町村単位で判断するが、複数の市町村で構成する圏域（連携中枢都市圏、定住自立圏など）において、構成する市町村と特定小売商業施設の立地に関する調整が図られている場合は、圏域単位で判断することも可能とする。</p> <p>① 県の都市計画区域マスタープランにおいて、商業系土地利用の配置方針が明記されていること。</p> <p>② 中心市街地活性化法第9条第1項に規定する基本計画の認定を受けていること、商業まちづくり基本方針との整合性が確保された商業まちづくり基本構想を定めていること又は都市再生特別措置法第81条第1項に規定する立地適正化計画を策定していること。</p> <p>③ 都市計画法に規定する商業地域又は近隣商業地域があること。</p> <p>④ 国勢調査の人口集中地区（D I D）があること。</p> <p>ただし、生活圏内に人口集中地区（D I D）がない場合は、当該生活圏において人口が最も多い市町村であること。</p> <p>⑤ 鉄道やバスなどの公共交通機関等の結節点があり周辺の市町村からのアクセスが良好であること。結節点とは、複数の路線が乗り入れる鉄道駅や、乗合バスが1日30回以上乗り入れる単一路線の鉄道駅をいう。</p> <p>(2) 誘導する地域（上記(1)の市町村において、以下の優先順位に基づく地域へ立地を誘導）</p> <p>① 認定中心市街地内の商業地域、商業まちづくり基本構想で定める特定小売商業施設を誘導する地域の商業地域又は立地適正化計画で特定小売商業施設の立地を想定する都市機能誘導区域内的の商業地域</p> <p>② 認定中心市街地内の近隣商業地域、商業まちづくり基本構想で定める特定小売商業施設を誘導する地域内の近隣商業地域又は立地適正化計画で特定小売商業施設の立地を想定する都市機能誘導区域内的の近隣商業地域</p> <p>③ 認定中心市街地内の準工業地域、商業まちづくり基本構想で定める特定小売商業施設を誘導する地域内の準工業地域又は立地適正化計画で特定小売商業施設の立地を想定する都市機能誘導区域内的の準工業地域</p>

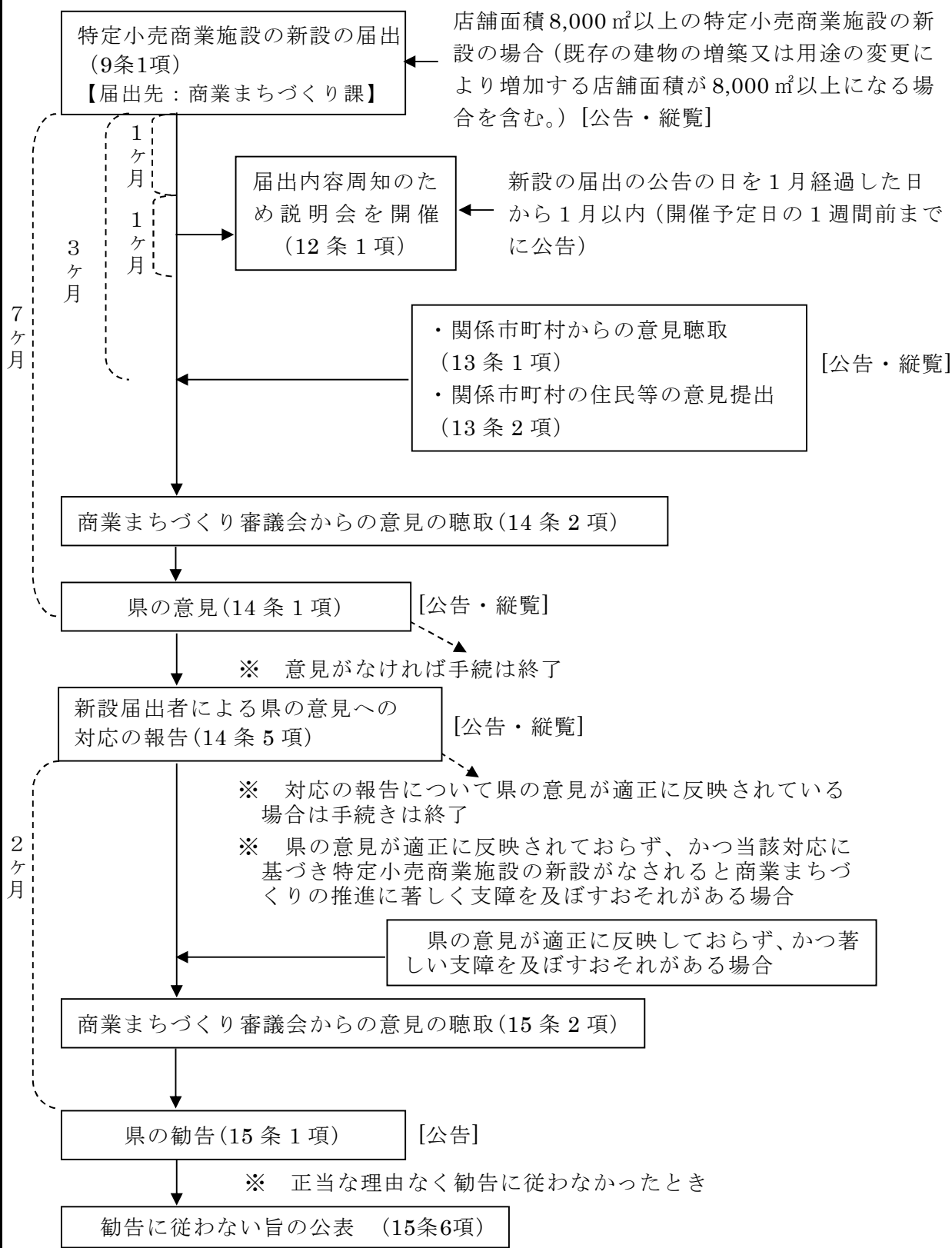
2 特定小売商業施設を抑制する地域

上記1に掲げる地域以外への特定小売商業施設の立地は抑制する。

特に次の地域への立地は厳に抑制する。

- ① 市街化を抑制する地域（市街化調整区域）
- ② 市街化の見通しが明確でない地域
（区域区分が定められていない都市計画区域など）
- ③ 集団性の高い優良な農地
（農業振興地域の整備に関する法律に規定する農用地区域など）
- ④ 景観の優れた地域（福島県景観計画における景観形成重点地域）
- ⑤ 自然環境を保全すべき地域（自然公園法に規定する自然公園など）
- ⑥ 良好な水環境を保全することが特に必要な地域
（福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全に関する条例に規定する水環境保全区域）
- ⑦ その他商業まちづくりの推進に影響を及ぼす地域

手続きフローチャート（詳細は条例本文を参照のこと）



備

考

担当機関 商工労働部 商業まちづくり課（電話024-521-7126）
ホームページ [福島県商業まちづくり推進条例](#)で検索してください。